

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 銀行外形標準課税で東京都敗訴

Q : 東京都が大手銀行に対して実施した外形標準課税を巡り争われていた裁判の判決が出たようですが、どのような判決が下されたのでしょうか。

A : 東京都の銀行外形標準課税は地方税法に違反するとの判断が示されています。

【解説】

この事案は、東京都が資金量5兆円以上の大手銀行に対して実施した外形標準課税を巡り、21行の銀行団が東京都及び東京都知事を相手取って起こした行政訴訟です。

本裁判での争点は、東京都による外形標準課税が、事業税の課税標準として所得以外の課税標準を認める特例の適用要件である「事業の状況」がある場合に該当するかどうかという点でした。

東京地裁では、銀行業がバブル期よりも大きな業務粗利益を上げていながら法人事業税をほとんど負担していないという事態をもって事業の状況とする東京都側の主張を一蹴し、このような事態は、バブル崩壊という一時的な景気状況を直接のきっかけとして生じたものにすぎず、銀行業自体が有する客観的状況とは到底いい難いものであり、東京都の外形標準条例について、地方税法に反して違法であり無効と結論付けています。

判決後、東京都知事は即座に控訴の意向を明らかにしていますから、本件について最終的な結論が出るまでにはまだしばらく時間がかかることになるでしょう。

